

尿尿浄化槽施設

処理対象人員の算出 2 / 2

					汚水量及び流入BOD(参考)			
					合併処理対象		単独処理対象	
建築用途	数値代入	算出人員n[人]	備考	汚水量[l/m ² ・日]	BOD[mg/l]	処理量[l/m ² ・日]	BOD[mg/l]	
8 学校施設関係	I 保育所・幼稚園・小学校・中学校	0 人	0 人		50	180	35	100
	II 高校・大学・各種学校	0 人	0 人		60	180	40	100
	III 図書館	0 m ²	0 延[m ²]		16	150	4	100
9 事務所関係	I 事務所 業務用厨房施設有	0 m ²	0 延[m ²]		15	200	3.7	260
	業務用厨房施設無	0 m ²	0 延[m ²]		15	150	2.8	260
10 作業場関係	I 工場、作業所、業務用厨房施設有	0 人	0 定員		100	300	38	260
	研究所、試験所 業務用厨房施設無	0 人	0 定員		60	150	15	260
11 1-10の用途に属さない施設	I 市場	0 m ²	0 延[m ²]		4.2	200	1	260
	II 公衆浴場	0 m ²	0 延[m ²]		3.3	50	8.3	260
	III 公衆便所	0 個	0 総便器数個		-	-	2,400	260
	ニ 駅	P < 100,000	0 人/日	0 1日当り乗降客数人/日				
	バスター	100,000 P 200,000	0 人/日	0			50	260
ミナル	200,000 P	0 人/日	0					

処理対象人員と設置場所の区域による浄化槽の性能

建築基準法施行令第32条	尿尿浄化槽を設ける区域	処理対象人員(n)			性能		昭和55年建設省告示第1292号の区分	
		200	2,000	5,000	BOD除去率(単位:%)	放流水のBOD(単位:P.P.M)	通常の処理の方式	特認
第1項	特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	●	●	●	65以上	90以下	第1	第8
		○	●	●	70以上	60以下	第2	
	特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域	●	○	●	85以上	30以下	第3	
		●	○	○	55以上	120以下	第4	
その他の区域	●	●	●	65以上	90以下	第1		
	○	●	●	70以上	60以下	第2		
	○	○	○	85以上	30以下	第3		
第2項	特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとして衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域	○	○	○	1次処理装置によりSS除去率(%)55以上 1次処理装置からの流出水のSS(P.P.M)250 1次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有する。	第5		
第3項	水質汚濁防止法の規定により、第1項より厳しいBODが定められ又はBOD以外の項目についての排水基準が定められているとき	○	○	○	放流水のBOD(P.P.M)20以下	第6		
		○	○	○	COD, SS, N-hx, PH, 大腸菌群数についての排水基準を満足	第7		

単位が[l/m²・日]と異なるもの[m²]の所に数値代入部分単位を使用の事。
例; 2のイの住宅の場合200[l/人・日]、50[l/人・日]として下さい。
○は[l/人・日]として下さい。

1. 汚水量及BOD量の算出(参考)

単位汚水量q[l/m²・日]

a. 汚水量 Q[l/日]=A[m²] × q[l/m²・日]

単位BOD b[mg/l]

b. BOD B[mg/日]=b[mg/l] × [l/日]

2. 浄化槽の選定

算出した処理対象人員[人]と処理性能とにより「処理方式選定表」より選ぶ

注・汚水量 150[m³/日]を超え、臭気発生のおそれ(屋内設置タイプなど)がある場合は、脱臭装置(又は換気設備)を設ける

・機械室及び上屋の換気回数は10~15 [回/h]とする

処理方式選定表

告示区分	処理性能		処理方式	処理対象人員(人)							
	BOD除去率(%以上)	BOD濃度(mg/l以下)		5	50	200	500	1,000	2,000	5,000	
第1	単独	65	90	分離接触ばっ気	●	○	●	●			
				分離ばっ気	●	●	●				
第2	合併	90	20	分離接触ばっ気	●	●	●	●			
				嫌気濾床接触ばっ気	●	●	●				
第3	合併	70	60	接触ばっ気	○	○	○	○	○		
				長時間ばっ気	○	○	○	○	○		
第6	合併	85	30	接触ばっ気	○	○	○	○	○	○	
				長時間ばっ気	○	○	○	○	○	○	
				標準活性汚泥	○	○	○	○	○	○	○
第8	合併	90	20	接触ばっ気	○	○	○	○	○	○	
				長時間ばっ気	○	○	○	○	○	○	○
				標準活性汚泥	○	○	○	○	○	○	○
第8	合併	90	20	大臣認定の処理方式	○	○	○	○	○	○	○